

# 利尻島国民健康保険病院組合 訪問看護ステーションやすらぎ 運営規程

## (事業の目的)

第1条 国民健康保険病院組合が開設する利尻島国民健康保険病院組合訪問看護ステーションやすらぎ（以下「ステーション」と言う。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」と言う。）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。  
事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 利尻島国民健康保険病院組合  
訪問看護ステーション やすらぎ
- (2) 所在地 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町11番地

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：保健師又は看護師1名  
管理者は、所属職員の指導監督、相談の対応及び指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事するものとする。
- (2) 看護師等：看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（うち常勤1名以上）  
看護師は訪問看護（介護予防）計画書、及び報告書を作成し看護師等は、訪問（介護予防）看護の提供に当たる。
- (3) 理学療法士 適宜配置（非常勤）  
訪問（介護予防）看護計画書、及び報告書を作成し、リハビリテーション業務の提供に当たる。
- (4) 事務職員1名（非常勤） 必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日。但し、祝祭日、及び年末年始の休日を除く。
- (2) 営業時間 8時15分～17時まで
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

## (訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 (介護予防)訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護及び介護予防訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医

師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施する。

- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 介護保険法の（介護予防）訪問看護及の提供に際しては、居宅介護支援事業・介護予防支援事業所等との連携を図る。

#### （訪問看護及び介護予防訪問看護の内容）

第7条 訪問看護及び介護予防訪問看護の内容については、次のとおりとする。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 病状・障害の観察          | (6) ターミナルケア           |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持    | (7) 認知症患者の看護          |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話    | (8) 療養生活や介護方法の指導      |
| (4) 褥瘡の予防・処置          | (9) カテーテル等の管理         |
| (5) リハビリテーション         | (10) 服薬管理、医療機関、薬局への連携 |
| (11) その他、医師の指示による医療処置 |                       |

#### （通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、利尻島（利尻町・利尻富士町）全域とする。

#### （医療安全と緊急時における対応）

- 第9条
1. 看護師等は訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当てを行い、速やかに主治医に連絡し救急搬送など適切な処置を行う事とする。
  2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
  3. サービス提供事業者の責に帰すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償対応を行います。
  4. 訪問看護による事故防止の為、安全に関する研修を年2回以上行い、事故発生記録、分析・対策を実施して安全管理を行います。

#### （介護保険法の訪問看護の利用料等）

- 第10条
1. 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の記載による割合の額とする。
  2. 次に掲げる訪問看護を提供したときは、その他の利用料として、次の額の支払いを利用者から受けるものとする。（税別）
    - (1) 利用者の都合で訪問看護が2時間を超えた場合 30分ごとに 1,500円
    - (2) 死後の処置料 10,000円
  3. 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した明細書・領収書を利用者へ交付するものとする。
  4. 訪問看護の提供の開始に関しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

#### （健康保険法の訪問看護の利用料等）※税別

- 第11条
1. 訪問看護を提供した場合、基本利用料として、医療保険各法に基づく本人負担分の支払いを受けるものとする。
  2. 訪問看護に要した交通費はその実費の支払いを利用者から受けるものとする。尚、ステーションの車を利用した場合は1回の訪問につき下記金額とする。

往復5km未満	250円
往復5～10km未満	350円
往復10km以上	500円

3. 次に掲げる訪問看護を提供したときは、その他の利用料として、次の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 営業日以外の訪問看護料（休日料金）	1回につき	3,200円
(2) 利用者の都合で訪問看護が2時間を超えた場合	30分ごとに	1,500円
(3) 死後の処置料		10,000円
4. 訪問看護の提供の開始に関しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。
5. 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けた時は、それぞれの費用毎に区分して記載した明細書、領収書を利用者へ交付するものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる場合は、速やかに町へ通報するものとする。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

#### (身体拘束等の原則禁止)

- 第13条 1. ステーションは、サービス提供にあつたては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
2. ステーションは、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間などについて説明、同意を得た上でその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第14条 1. ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
2. ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. ステーションは、定期的業務計画の、見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

- 第15条 1. ステーションは、看護師等の清潔に保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、次にあげる措置を講じるものとする。
- (1) ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### (ハラスメント等)

第16条 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

### (苦情処理)

第17条 1. 訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  
2. 提供した訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。  
3. 提供した訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

### (個人情報の保護)

第18条 1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

### (その他の運営についての留意事項)

第19条 1. ステーションは、社会的役割を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。  
2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。  
3. ステーションは、訪問看護等に関する記録（開始・終了時間、服薬等）、訪問看護指示書、訪問看護記録、訪問看護報告書、訪問看護計画書、他職種との連携書類、連絡調整記録を整備しサービス終了から5年間は保存するものとする。  
4. 訪問看護職員は身分証を携行、提示を求められた場合には提示します。  
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は利尻島国民健康保険病院組合とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則  
この規程は、平成15年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成16年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成20年12月1日から施行する。  
この規定は、平成21年 8月1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成24年11月1日から施行する。  
この規定は、平成24年10月1日から施行する。  
この規定は、平成27年10月1日から施行する。  
この規定は、平成30年 8月1日から施行する。  
この規定は、令和 3年 2月1日から施行する。  
この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 3月25日から施行する。  
この規定は、令和 6年 6月1日から施行する。  
この規定は、令和 8年 3月1日から施行する。  
この規定は、令和 8年 6月1日から施行する。